

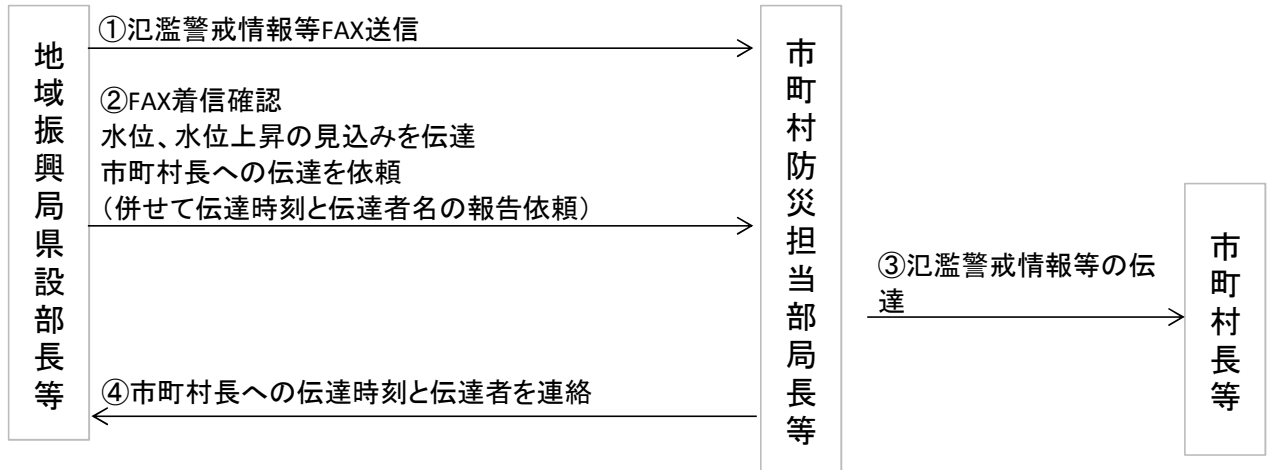
1 ホットラインについて

- ・平成29年6月の第1回減災対策協議会から試行案運用開始。
- ・第2回協議会でホットライン実施方法を決定→本格運用開始。

2 県内各地域のホットラインの方法

●パターン1 試行案を継続運用(5地域で採用)

- ・土砂災害警戒情報の伝達方法を準用。実績あり、支障なし。
- ・防災部局から市町村長へ、水位情報と必要な関連情報を選定し、伝達。

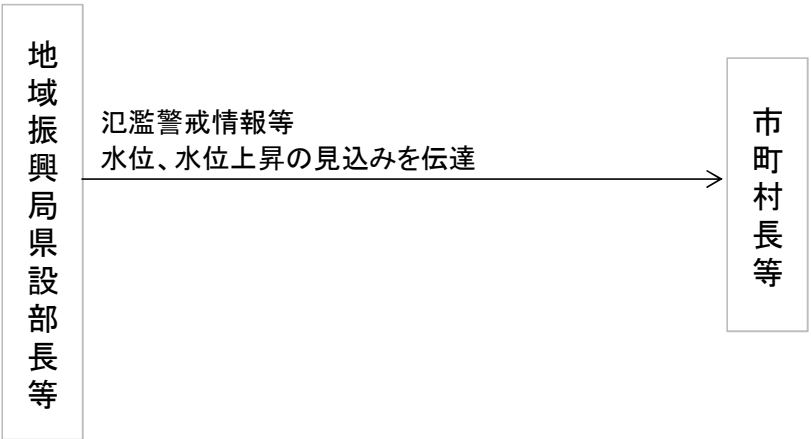


●パターン2 試行案の④を変更(2地域で採用)

- ・情報収集、問い合わせ対応等、錯綜する中、④の速やかな実施は困難。
- ・④を市町村の負担にならないタイミングで県から連絡し確認。
※防災部局から确实、迅速に市町村長へ伝達できることが前提。

●パターン3 トップ同士の連絡(1地域で採用)

- ・急激に水位上昇する中小河川において速やかな水位情報伝達が可能。



・必要に応じて、ホットラインの方法は見直していく。